

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第 357 号）

〔 交通切符等の記載例ほか部分公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和 4 年 8 月 5 日）

第一 審査会の結論

諮問実施機関（大阪府公安委員会）の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和 3 年 1 月 26 日、審査請求人は、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、以下の内容で行政文書公開請求を行った。
（行政文書公開請求の内容）
交通切符等の記載例（大阪府警察本部交通部交通指導課が作成したもの）（最新版）
- 2 同年 2 月 9 日、実施機関は、「公開請求に係る対象行政文書に記載された情報が膨大であり、その内容を確認し、公開決定等の判断を行うために日数を要するため。」との理由を付して、審査請求人に決定期間の延長を通知した。
- 3 同月 24 日、実施機関は、本件請求に対応する行政文書として、
 - ・ 交通切符等の記載例
 - ・ 小型特殊自動車又は原動機付自転車を運転することができる国際運転免許等について（通知）（平成 31 年 2 月 26 日）
 - ・ 道路交通に関する条約締結国等について（通知）（平成 31 年 3 月）
 - ・ 道路交通法の一部改正に伴う「交通切符等の記載例」の補正について（通知）（令和元年 11 月 25 日）
 - ・ 道路交通法の一部改正に伴う「交通切符等の記載例」の補正について（通知）（令和 2 年 4 月 7 日）を特定し、条例第 13 条第 1 項の規定により、部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 4 同年 3 月 3 日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法第 2 条の規定により、上級行政庁である大阪府公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨及び理由

1 趣旨

本件部分開示決定を取り消すとの決定を求める。

2 理由

大阪府警察本部長によって開示された「交通切符等の記載例」は、トリムマーク付きであり、文字サイズが小さい文書であった。

しかし、本件開示請求文書は、交通違反取締りのための執務資料として利用されていることからすれば、トリムマークのない、通常の文字サイズの文書が別にあるといえる。

第四 意見書における審査請求人の主張

審査請求人は、令和3年1月22日、大阪地裁第2民事部書記官室において「大阪地裁令和2年（行ウ）第42号 運転免許証交付処分取消等請求事件」の事件記録を閲覧した際、大阪府は、交通切符等の記載例につき、トリムマークが付いていないA4サイズのことを乙号証として提出しているのを確認した。

そのため、交通切符等の記載例につき、A4サイズのものが存在するといえる。

第五 諮問実施機関の主張要旨

本件審査請求に係る実施機関の弁明について、当諮問実施機関は、諮問実施時において、当該弁明に不合理な点はなく、本件審査請求に係る行政文書の部分公開決定は条例に基づき適正に行われており、妥当であると考えている。

第六 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

「実施機関の決定は妥当である。」との裁決を求める。

2 本件処分の根拠について

(1) 条例第8条第2項第1号について

条例第8条第2項は、公安委員会と警察本部長が管理する行政文書の適用除外事項について定めたものであり、同項第1号は、条例第8条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する情報について、知事等と同様に、公開しないことができる旨を定めている。

(2) 条例第8条第1項第4号について

条例第8条第1項第4号は、府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しく

は同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものについては公開しないことができる旨を定めている。

(3) 条例第8条第2項第2号について

公共の安全と秩序を維持することは、府民全体の基本的な利益を擁護するため府に課された重要な責務であり、情報公開制度においても、これらの利益は十分に保護する必要がある。

特に、警察が保有している情報のうち、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのあるものについては、公開・非公開の判断において、高度の政策的な判断を伴う場合があり、また、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的な判断を要することなどの特殊性が認められる。

こうした事情から、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」情報に関して、これに該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重することとしたのが条例第8条第2項第2号の趣旨であり、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報」については公開しないことができると規定されているものである。

3 本件処分の妥当性について

(1) 「交通切符等の記載例」について

「交通切符等の記載例」は、警察官が現場に携行して警察活動を行うことから携帯性を考慮して、B7判(128mm×91mm)で作成している。

また、「交通切符等の記載例」の制作については、契約により決定した業者に対して印刷、製本、納品等を発注して行っており、受注した業者が記載例の現物を基に独自にデータ化して制作している。

なお、「交通切符等の記載例」の記載内容の追加及び変更については、部分的な追加及び変更が主であることから、受注業者に対して口頭等により指示している。

よって、受注業者から納品された製本済みの記載例及びそのデータ(B7判、トリムマーク付)以外の文書は存在しない。

(2) 本件請求に係る行政文書の特定について

審査請求人は、本件請求において、請求内容を「交通切符等の記載例(大阪府警察本部交通部交通指導課が作成したもの)(最新版)」としており、実施機関は、本件請求に対応する行政文書について、前記(1)の製本済みの記載例及びその

データのうち、本件請求の時点において最新のもの（平成30年12月発行）並びに平成30年12月から本件請求の時点までの間に記載例の記載内容の追加及び補正を依頼した文書を特定したものであるが、当該文書には条例第8条第2項第1号及び第2号に該当する情報が記録されていたことから、当該情報部分を除いて公開することを決定したものであるから、本件処分は妥当である。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、大阪府警察本部長によって開示された、交通切符等の記載例は、トリムマーク付きであり、文字サイズが小さい文書であった、しかし、本件開示請求文書は、交通違反取締りのための執務資料として利用されていることからすれば、トリムマークのない、通常の文字サイズの文書が別にあるといえると主張するが、実施機関が本件対象文書以外の行政文書を管理していないことは前述のとおりであることから、審査請求人の主張は認められない。

5 結論

以上のとおり、本件処分は条例の趣旨を踏まえて行われたものであり、何ら違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第七 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を促進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下であっても、一方では、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件処分における争点について

本件における争点は、実施機関が公開したB7版の「交通切符等の記載例」に対

して、トリムマークのない、製本化された通常の文字サイズの「交通切符等の記載例」の公開を求めているものであり、その他については争いがないため、当審査会はその点についてのみ、以下、判断する。

3 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関によると、「交通切符等の記載例」は、警察官が交通取締りの現場において、この記載例を参照して交通切符等の作成を行うための業務マニュアルであり、警察官が携行して警察活動を行うことから携帯性を考慮して、B 7判で作成しているとのことである。

この「交通切符等の記載例」の製作にあたっては、製本化された「交通切符等の記載例」の現物を基に印刷受注した業者が独自にデータ化して製作を行うとのことであり、製本済みの記載例及びそのデータ（B 7判、トリムマーク付き）以外の文書は存在しないとのことである。

また、このデータは、製本化された「交通切符等の記載例」最新版と同一のため、デジタルデータを用紙に印刷し、公開請求の対象文書として、審査請求人に交付したとのことであった。

一方、審査請求人は、民事訴訟の記録を閲覧した際に、A 4判の「交通切符等の記載例」を確認したと主張しており、A 4判の「交通切符等の記載例」の公開を求めている。

この点、当審査会が実施機関に確認したところ、審査請求人が主張する民事訴訟において大阪府警察本部が提出した裁判資料は、B 7判の製本化された「交通切符等の記載例」を拡大コピーしたもので、審査請求人が事例として挙げている「交通切符等の記載例」は、実際はB 7判のものであり、審査請求人の主張する通常の文字サイズのものとは存在せず、審査請求人の主張は認められない。

したがって、製本化されたトリムマークのないものは存在するが、それは審査請求人には開示されていないものの、開示されたデータと製本化されたものは同じものであるといえ、実施機関の決定は妥当である。

4 結論

以上のとおりであることから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

正木 宏長、魚住 泰宏、井上 理砂子、春名 麻季